

(4) 木材利用促進の動きについて

- 1 「木材利用促進条例」は、現在まで徳島、茨城、秋田、富山、岡山、高知、兵庫、福井の8県で、また、山形県は、平成28年に木材利用促進条例と同趣旨の、「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」を制定しており、さらに鹿児島県、三重県等の数県が制定に向け検討中である。

(参考1)

- 2 条例では、県民、市町村、建設業者、森林・林業関係者の義務などともに、
①土木工事等における県産材の率先利用、②市町村との連携、③県、市町村、森林・林業関係者、建築関係事業者等が協働して利用推進に取り組む体制の整備等が規定されている。

こうした条例の制定は、知事を中心に県を挙げて木材利用促進に取り組んでいる姿勢を内外に強力に発信することになる。

- 3 これまで、多くの県で「森林づくり条例」が制定されてきたが、目的は森林整備の促進による森林の活性化であり、その手段の一つとして木材利用促進が規定されているが、森林部局が主体になって進められてきており、今後さらに木材利用を促進していくには、建築・土木・営繕・教育・厚生等県の他部局による主体的な取組を構築していくことが重要と考えている。

木材利用促進条例の制定は、知事のリーダーシップにより森林部局とともに他部局が自らの所掌する分野での木材利用対策に責任をもって取り組む体制の実現に繋がることが期待される。

そのことが林業の成長産業化につながり、地球温暖化防止、地方創生などの課題の解決にも寄与することが期待でき、健全な森林を次世代に繋げることに資するものと考えている。

- 4 また、「容積率」、「建築確認」等の建築に関する多くの権限は市町村が有しており、県、市町村の姿勢次第で、新たな木材の利用促進対策に結び付けていくことも可能である。

すでに東京都港区での「みなとモデル」(参考2)の実績や「政令指定都市木材振興議連」(参考3)の動きに加え、同様の取組が複数の自治体で行われている。

県、市町村、関係事業者が協働して取り組む体制が構築されることにより、それぞれの地域においての新しい木材利用促進対策実現の可能性が広がることから、「木材利用促進条例」の制定に向けた取組について更に検討していただきたい。